

随意契約に付する理由書

工事名称：大阪府咲洲庁舎昇降機設備改修工事（31号機）

理由

本工事は、1～3階に停止するフェスパ用乗用昇降機31号機、1基について油圧式昇降機から機械室レス式昇降機への改修を行うものです。

本工事は、昇降機の三方枠、敷居について、既設機器を活用しながら改修することから、施工にあたっては、当該昇降機の内部構造を熟知している必要があります。また他の製造者では互換性が無く、昇降機の安全確保が図れないことから、当該昇降機の製造者である株式会社日立ビルシステム関西支社以外に施工することが出来ません。

以上の理由から、株式会社日立ビルシステム関西支社から見積書を徴取したところ、見積価格についても適正と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約とすることとし、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号により比較見積を省略するものです。